

令和3年4月26日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構  
会 長 小 磯 修 二 〈公印省略〉

ポストコロナにおける観光関連施設等の運営のあり方に関する国内外事例調査・分析事業  
委託に係る企画提案の公募について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業に関する委託業務について、次のとおり企画提案を募集することとしましたので、ご案内申し上げます。

#### 記

#### 1. 事業名

「ポストコロナにおける観光関連施設等の運営のあり方に関する国内外事例調査・分析事業」

#### 2. 委託内容

別紙「企画提案指示書（業務処理要領）」をご参照ください。

#### 3. 参加表明

企画提案書を提出する意向がある場合は、別紙「参加表明書」をメールでご提出ください。

なお、コンソーシアムの場合は、代表となる会社・団体が提出してください。

#### 4. 添付書類

- (1) 企画提案指示書
- (2) コンソーシアム協定書
- (3) 参加表明書

#### 5. 事業説明会について

本事業に関する事業説明会は、令和3年5月10日（月）11:00よりZOOMを活用したweb会議にて行う予定です。詳細は、企画提案指示書の9項 事業内容説明会をご参照ください。

担当：マーケティング部 松本

TEL：011-231-6736

Email：[j\\_matsumoto@visithkd.or.jp](mailto:j_matsumoto@visithkd.or.jp)

# ポストコロナにおける観光関連施設等の運営のあり方に関する国内外事例調査・分析事業 企画提案指示書

## 1 業務の目的

ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた新しい旅行スタイルの推進と、中長期的な視点に立ったインバウンドをはじめとする道外からの観光客の獲得に向け、国内外の宿泊施設やMICE施設、集客型の観光関連施設等の運営のあり方について、それらを運営する事業者側からの視点で調査・分析を行うことで今後の運営のあり方等を整理し、新たなインバウンド等取込方策の検討につなげることを目的とする。

## 2 業務実施主体及び業務実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

## 3 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただしコンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。（コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出すること。）
  - ① 民間企業
  - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
  - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) コンソーシアムの構成員が、単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。
- (3) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者 その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

## 4 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※ 企画提案内容に加えて、価格についても審査基準の要素とする。

## 5 委託期間

契約締結の日～令和4年2月28日（月）

## 6 業務スケジュール

令和3年4月26日(月)	企画提案募集公示、企画提案指示書配布
5月10日(月)	事業内容説明会 11:00～
5月13日(木)	企画提案参加表明期限 15:00 締切
5月27日(木)	企画提案書の提出期限 15:00 締切
6月上旬	企画提案の審査、委託事業者決定
6月中旬	契約締結、業務開始
令和4年2月28日(月)	業務完了(報告書作成業務含む。)

## 7 委託業務の内容

(1) ウィズ・ポストコロナにおける観光関連施設等の運営のあり方に関する国内外の事例等の調査

### ①対象施設

Mass層及びVIP層の利用実績があり、集客力に優れた下記の施設とし、可能な限り多くの施設を選定すること。その他業務の目的達成のために調査・分析が必要な施設がある場合は、事業提案により追加すること。

#### (ア) 宿泊施設

シティホテル・ビジネスホテル、温泉地や保養地等のリゾートホテル・旅館等

#### (イ) MICE施設

国際会議場施設、国際的な規模の展示会等を開催する展示施設、見本市施設その他の催しを開催するための施設

#### (ウ) 集客施設

水族館、遊園地、博物館、レジャー・アミューズメント施設等

#### (エ) 交通事業者等(主として観光関連事業)

空港、航空会社、鉄道会社、バス会社等

### ②調査項目

ポストコロナを見据えた下記の項目について、③(エ)について考慮の上、国内外の事業者側からの視点で具体性・客観性に留意しながら調査・分析すること。なお、調査項目の設定に当たっては、その結果から今後の道内経済の投資動向等、大局的な視点での分析が可能となるよう工夫することとし、必要と考えられる項目がある場合は、事業提案により追加すること。

#### (ア) 利用者の変化

客層、消費傾向、旅行意識・価値観、感染症意識、集客動向、今後の見通し等

#### (イ) 施設運営の変化

サービス提供内容、感染症等への新たな対策、新しい旅行スタイルへの対応、ポストコロナを見据えた運営のあり方等

#### (ウ) 課題となっている点

経営・事業採算性、施設運営、人材の育成・確保等

#### (エ) 今後の展望

感染症の状況や世界経済状況などを踏まえた新たな事業展開(事業の多角展開、拡大の見通し、エリア・事業者間連携)、投資見通し等

(オ) 情報発信のあり方

顧客ニーズの把握手法、顧客への発信内容・アプローチ方法、多言語対応等

③調査方法

下記の方法を基本とし、その他調査・分析に有用な手法がある場合は、事業提案により追加すること。

(ア) 現地視察・ヒアリング

国内外の調査対象施設に赴き調査を実施すること。(調査対象施設は、国内(道内、道外)及び国外ごとに、それぞれ複数の施設を選定すること。)

ヒアリング先事業者に関しては、主に国内外富裕旅行者の受入実績がある事業者を対象とし、特に道内の事業者については、特定の地域に偏りが出ないように複数選定すること。調査対象として望ましい事業者は、事業提案において示すこととし、事業者選定後、調整の上、決定する。

(イ) アンケート調査

国内外事業者にアンケート調査を実施すること。

(ウ) 文献・資料調査

事業者や業界関係団体等が公開する既存の資料や、関連する文献がある場合は積極的に活用すること。

また、道内観光に関する入込等については、北海道経済部観光局及び北海道観光振興機構による公表データを用いることとする。

■北海道経済部観光局 観光統計

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/kankoutoukei\\_update.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/kankoutoukei_update.htm)

■北海道観光振興機構 観光統計サイト

<http://statics.visit-hokkaido.jp/>

(エ) 今後の施設運営のあり方等の整理

上記調査結果を踏まえウィズコロナ・ポストコロナを見据えた観光関連施設の運営のあり方等を整理すること。

なお、得られた調査結果については、財務・会計など経営的な視点を踏まえて整理することが望ましい。

(2) 専門家による調査内容の監修及び結果の分析

調査内容については、企業経営や市場環境、経済動向に関する専門的な知見を有する専門家から、調査項目等の過不足や妥当性について意見を聴取し、調査全般に関して事前に監修を受けることが望ましい。

また、(1)で実施する調査の結果及び整理した運営のあり方等について、専門的知見を有する専門家に依頼して分析を行い、道内観光における根本的な課題解決に向けた助言等を附すとともに、専門家の見解を調査結果に反映すること。なお、専門家による分析は、(3)②に定める中間報告時においても附すこととし、最終的な分析が効率的に行われるよう、計画している調査内容の過不足や妥当性についての意見も聴取すること。

①想定される専門家

国や自治体等の審議会等において委員や有識者としての経験がある者が望ましく、また、海外事例にも精通し、下記の知見を有すること。

### 【専門家に求められる知見】

- ・滞在観光：国内外の宿泊施設、MICE 施設、集客施設、観光コンテンツ等、国内外富裕旅行者を含む観光客の受入や対日投資（宿泊施設等の投資動向）に関する知見
- ・周遊観光：道内交通をはじめ、国内外の空路等、エリア間連携に関する知見
- ・企業経営：施設運営等に係る財務・会計的な知見  
全道及び地域への経済波及効果等に関する知見

### ②分析・助言の視点

次の視点を基本に、その他事業遂行において必要と考えられる視点がある場合は、事業提案により追加すること。

#### 【分析・助言の視点】

- ・道内観光における地域や季節、市場の偏在、エリア間やエリア内における交通課題など、道内観光における根本的な課題解決に向けた助言
- ・新しい旅行スタイルの推進など、インバウンド等を取り込んでいくための施策の方向性や、具体の取組内容についての考察、提案
- ・北海道観光価値を最大限活かした地域のブランディングやエリア間連携等による今後のビジネスモデルの展望
- ・今後の道内の観光投資市場に係る展望についての視点

### (3) 調査・分析結果の報告

#### ①随時報告

調査・分析については、観光機構と内容を共有の上、実施することとし、その結果についても随時報告すること。

#### ②中間報告（報告期限：10月上旬）

調査・分析の実施状況について、中間報告を行うこと。

中間報告には、専門家による分析を反映させることとし、紙及びデータ（CD-R）により提出すること。

#### ③最終報告（報告期限：2月上旬）

調査・分析の内容をとりまとめた事業実施報告書及び概要版を作成し、冊子2部及びデータ（CD-R）により提出すること。

## 8 予算上限額

10,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額 10%を含む。）

## 9 事業内容説明会

(1) 日時：令和3年5月10日（月）11:00～

(2) 会場：Zoom を活用した Web 会議

(3) 申込方法：会社名、代表者氏名、参加者職氏名を記載の上（書式自由）、下記まで E メールを送信ください。Zoom のアドレス及び ID 等を返信します。

【担当：松本】メール：[j\\_matsumoto@visithkd.or.jp](mailto:j_matsumoto@visithkd.or.jp)

(4) 申込期限：令和3年5月6日（木）12:00

## 10 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期限までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

- (1) 表明期限：令和3年5月13日（木）15:00
- (2) 表明先：企画提案書の提出先に同じ
- (3) 表明方法：別紙様式を電子メールにて提出すること

## 11 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案書作成にあたっては、提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

- (1) これまでの事業実績  
過去3年以内の本事業と同種、且つ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお、観光機構発注の実績については記載を要しない。
- (2) 業務実施体制  
当該業務の実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」「B」などといった表現を用いて記載すること。
- (3) 業務スケジュール  
委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。
- (4) 見積書  
費用項目の明細を記載すること。
  - ①直接人件費：業務処理に直接必要とする経費
  - ②経常的直接経費：消耗品費、通信運搬費、旅費（業務処理に従事する者の交通費、宿泊費等）
  - ③特別直接経費：印刷製本費（調査票や報告書の印刷等）
  - ④その他：諸経費、技術経費等

## 12 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版とする。ただし、A4による掲載が困難な場合は、A3折込による掲載を可能とする。
- (2) 企画提案は1社1提案とし、A案・B案等、複数の案を記載している提案は審査対象外とする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

## 13 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 4部（事業者名、業務従事者氏名を記載したもの～1部、記載しないもの～3部）
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階  
公益社団法人 北海道観光振興機構  
マーケティング部（担当：松本）  
TEL：011-231-6736  
メール：[j\\_matsumoto@visithkd.or.jp](mailto:j_matsumoto@visithkd.or.jp)
- (3) 提出期限 令和3年5月27日（木） 15:00

(4) 提出方法 提出場所への持参又は郵送

※ 郵送の場合、提出期限までに到着しないものは受理しない。

※ 提出の企画提案書は、別途電子メール等により電子データでも提出すること。なお、電子データのみでの提出は認めない。(電子データで提出する企画提案書は、事業者名、業務従事者氏名等を記載しないものとする。)

#### 14 企画提案に関する審査

- (1) 参加表明期限までに参加表明を行い、且つ提出期限までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする。
- (2) 審査対象者が4者以上の場合は、予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。
- (3) 審査は、審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する。
- (4) プレゼンテーションの日時及び場所は、別途審査対象者に通知する。
- (5) プレゼンテーションに参加できない場合は、棄権とみなす。
- (6) プレゼンテーション時の追加資料の配付については認めない。
- (7) プレゼンテーション用に機器類を使用する場合は、事前に申し出の上で審査対象者が準備・設置するものとする。なお、審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては、使用を認めない。
- (8) プレゼンテーション会場に入ることが出来るのは、3名までとする。

#### 15 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

- ① 指示内容が十分理解されているか。
- ② 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- ③ 効果的な事業内容となっているか。

(2) 実現性

提案内容に具体性があり、且つ全体の計画が実現可能なものとなっているか。

(3) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

#### 16 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託事業者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は、受託事業者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 成果品の著作権は、観光機構に帰属するものとする。

(5) 再委託の予定(下記②の業務に限る。)がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要があるため留意すること。

※観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②に限る。

- ①「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)・・・再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

## 17 その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業の受託事業者選定以外の目的には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお、公表にあたっては、事前に提案者に通知するものとする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 受託事業者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (5) 受託事業者は、契約前に地域への説明会を実施する際は、その発生する費用は、受託事業者において負担するものとする。

## 18 問合せ先

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階  
公益社団法人 北海道観光振興機構 マーケティング部(担当:松本)  
TEL: 011-231-6736 Email: [j\\_matsumoto@visithkd.or.jp](mailto:j_matsumoto@visithkd.or.jp)

別紙

## コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「ポストコロナにおける観光関連施設等の運営のあり方に関する国内外事例調査・分析事業」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「ポストコロナにおける観光関連施設等の運営のあり方に関する国内外事例調査・分析事業」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) \_\_\_\_\_
- (2) \_\_\_\_\_
- (3) \_\_\_\_\_

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、\_\_\_\_\_とする。  
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

---

---

---

---

2 前項に規定する分担受託額については、次条に規定する運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、\_\_\_\_\_とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、\_\_\_\_\_が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業\_\_\_\_\_外\_\_\_\_社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本\_\_\_\_通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者	(所在地)	
	(名称)	
	(代表者)	ⓐ
構成員	(所在地)	
	(名称)	
	(代表者)	ⓐ
構成員	(所在地)	
	(名称)	
	(代表者)	ⓐ

# 参加表明書

「ポストコロナにおける観光関連施設等の運営のあり方に関する国内外事例調査・分析事業」委託に係る

企画提案の公募について

企画提案の参加を表明します

会社名	
部署	
氏名	
TEL	
Email	

送信先

公益社団法人 北海道観光振興機構

マーケティング部 (担当:松本)

Email: [j\\_matsumoto@visithkd.or.jp](mailto:j_matsumoto@visithkd.or.jp)